

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和2年6月4日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 2 0 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和2年3月6日午後5時30分頃、日立市□□□町□丁目□番□号日立市立大沼小学校敷地内において、側溝のグレーチングが固定されていなかったため、日立市□□□町□丁目□番□号□□□□氏が当該グレーチングの上を歩行した際、これが落下し、同氏を負傷させたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 8 6 , 4 3 8 円